

21世紀に向けて

自分らしい生き方ができる社会を創ろう

— 平成 11 年「女性週間」 —



労働省女性局

21世紀に向けて自分らしい生き方ができる社会を創ろう

—— 平成11年「女性週間」(4月10日～16日) ——

主唱 労働省

労働省では、我が国の女性が初めて参政権を行使した昭和21年4月10日を記念して、昭和24年以来、女性の地位向上のための啓発活動として「女性週間」を実施してきました。

近年、女性の地位向上のための法律や制度は整備され、女性の社会進出が活発になり、実態面でも男女平等は徐々に進みつつあります。特に、平成11年4月1日より、改正男女雇用機会均等法や育児・介護休業法が全面施行となり、雇用の分野における制度上、事実上の男女平等の実現に向けた法的整備は一段と進みました。

しかしながら、依然として人々の意識の中には、男女の能力や役割に対する固定的な考え方が残っており、到来する21世紀において男女平等を実現していくためには、このような固定的な考え方を払拭し、個々人が個性をいかした自分らしい生き方を実現できる社会を創ることが重要です。そのためには女性のみならず男性の認識の向上、社会各層の意識の醸成にこれまで以上に積極的に取り組むことが求められます。

男女双方が理解し、協力しあい、共に自分らしい生き方を実現できる社会を創ることを目指して共に努力していこうではありませんか。



「女性週間」(21世紀の女性の地位向上)のシンボルマーク

ウーマン(Woman)の「W」をモチーフに女性の姿とオーバーラップさせて優しさ、温かさ、素晴らしさを表現した。

上部に伸びるシャープなラインは女性の地位向上を力強くアピールする。

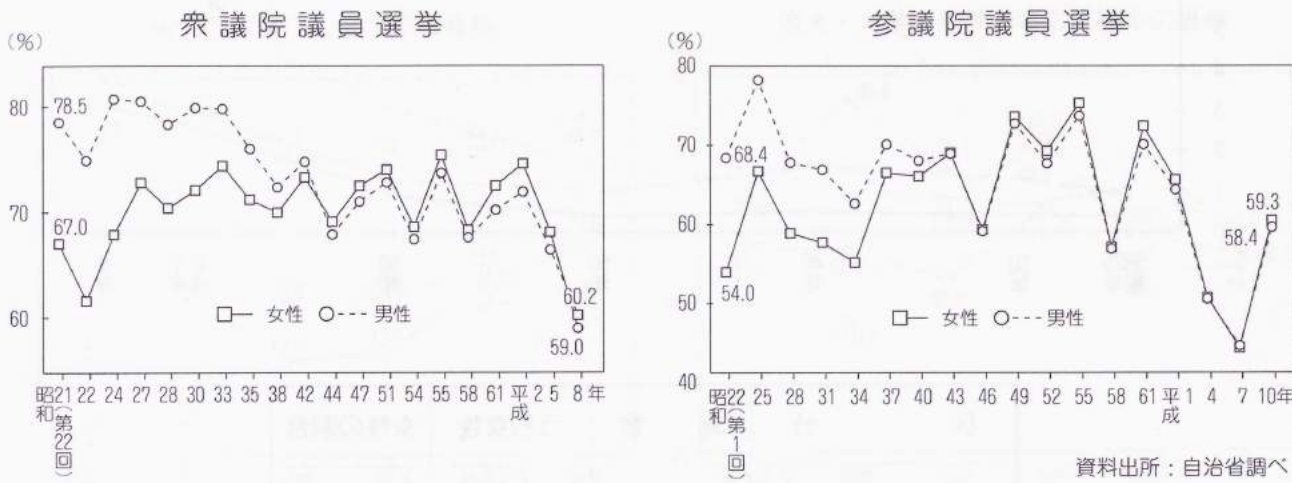
左のブルーは海と空(冷静な判断力)、右の緑は大地(継続する力、歴史)、中央の赤はエネルギーを表す。

安部政秀 デザイナー 熊本県

1. 政策決定への参画

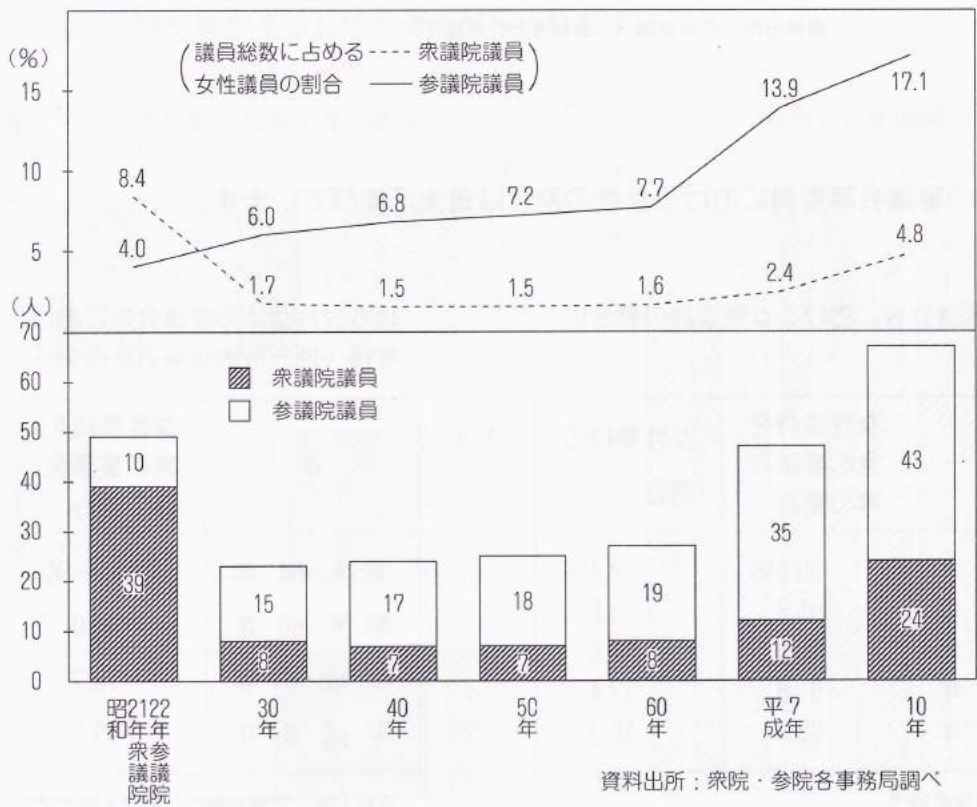
衆議院、参議院議員選挙の投票率は、昭和40年代くらいからは女性の方が男性より高くなっています。

投票率の推移

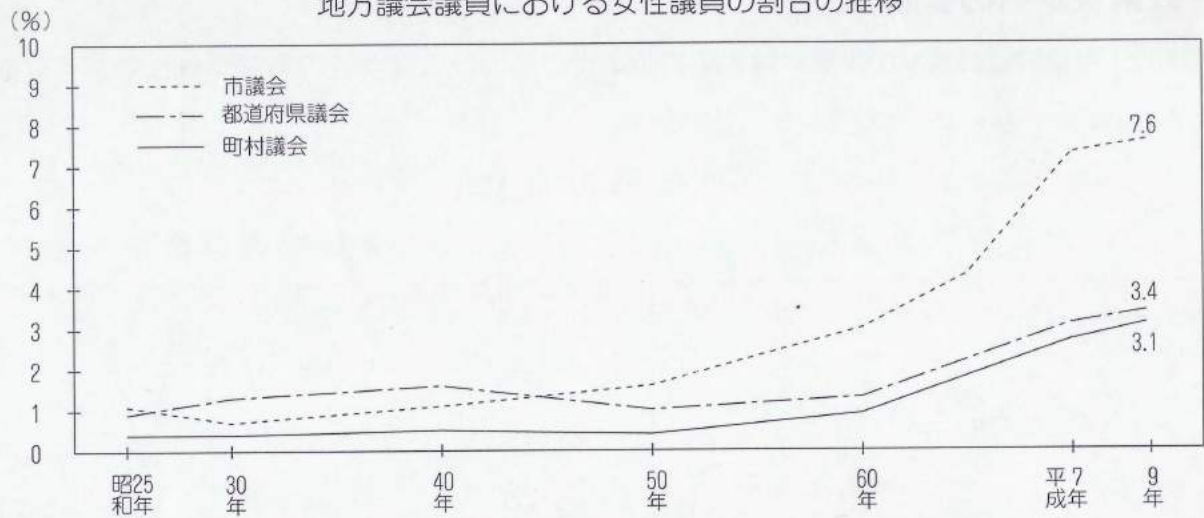


国会や地方議会議員に占める女性の割合は低いものの、着実に増加しています。

国会における女性議員数と割合の推移



地方議会議員における女性議員の割合の推移



区 分	総 数	うち女性	女性の割合
地 方 議 会 議 員	63,807人	2,954人	4.6%
都 道 府 県 議 会	2,872	99	3.4
市 議 会	18,965	1,439	7.6
特 別 区 議 会	993	141	14.2
町 村 議 会	40,977	1,275	3.1

資料出所：自治省調べ（平成9年12月現在）

国や地方の審議会等委員における女性の割合は着実に伸びています。

国の各種審議会等における女性委員の割合の推移

年	女性委員を含む審議会等の割合	女性委員の割合
昭和50年	30.8%	2.4%
昭和60年	55.3	5.5
平成8年	88.3	15.5
平成9年	91.8	17.4
平成10年	92.1	18.3

資料出所：総理府調べ

(注) 地方支分部局等に設置されている審議会を含まない。

地方公共団体の審議会等における女性委員の推移（地方自治法第202条の3）

年	女性委員を含む審議会等の割合	女性委員の割合
昭和54年	—%	6.8%
昭和60年	45.9	7.3
平成8年	75.7	12.6
平成9年	79.9	12.9

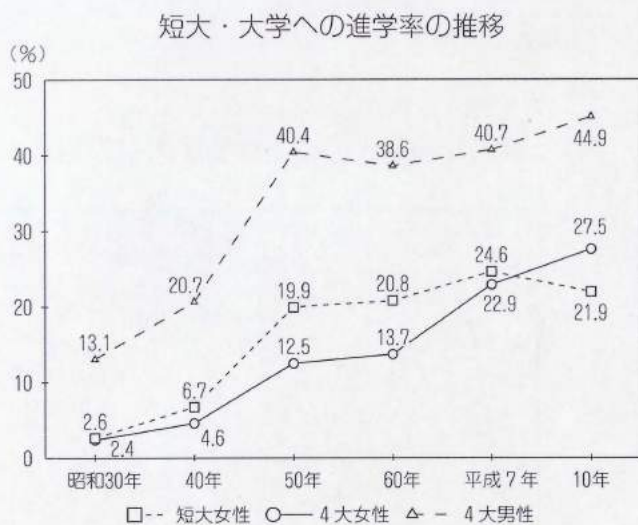
資料出所：労働省調べ（平成8年まで）

総理府調べ（平成9年）

(注) 都道府県及び指定都市の合計。平成8年のみ、調査対象に中核市を含む。

2. 就学・就職の状況

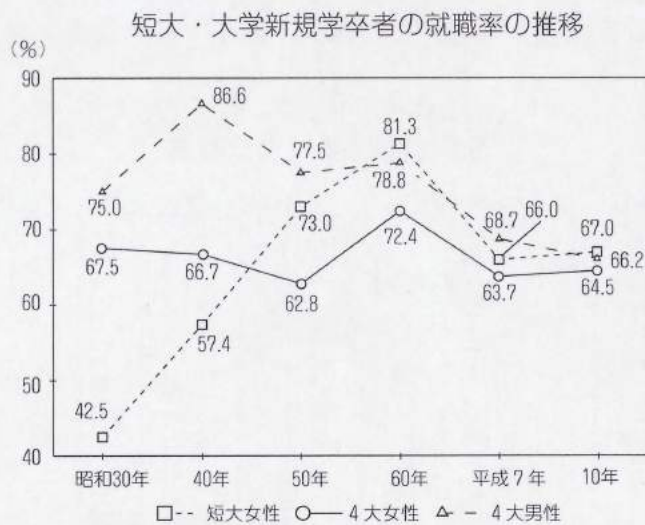
女性の昨今の進学率は大学が短大を上回っています。また、短大・大学卒女性の就職率は、近年厳しい経済情勢が続く中、横ばい状態で推移しています。



資料出所：文部省「学校基本調査」

(注) 大学・短期大学への進学率

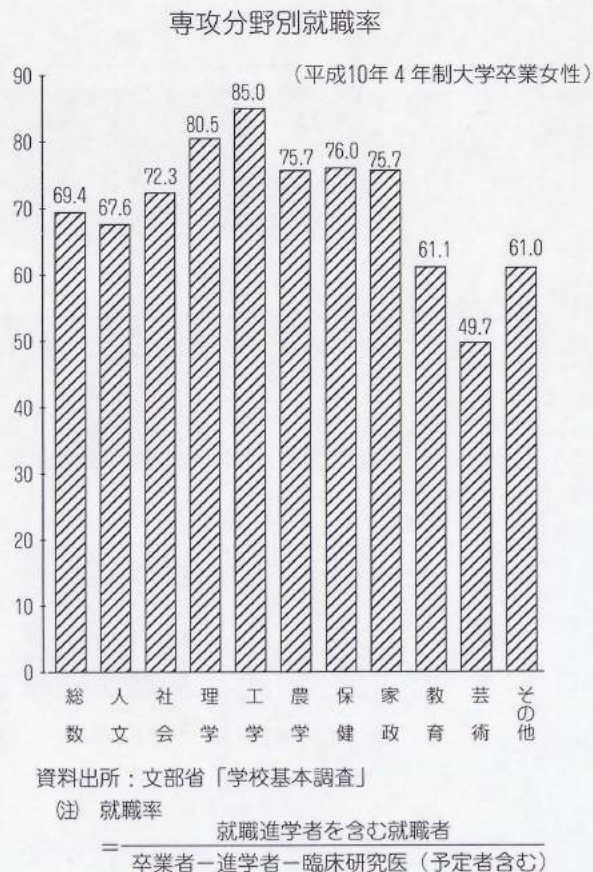
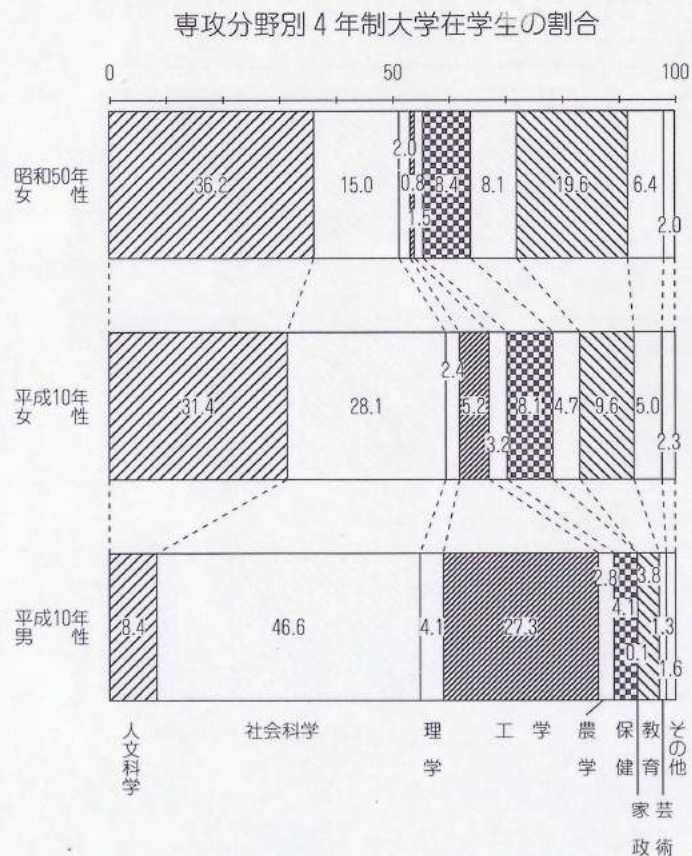
$$= \frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)への入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生}} \times 100$$



資料出所：文部省「学校基本調査」

(注) 就職率 = $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業生}} \times 100$

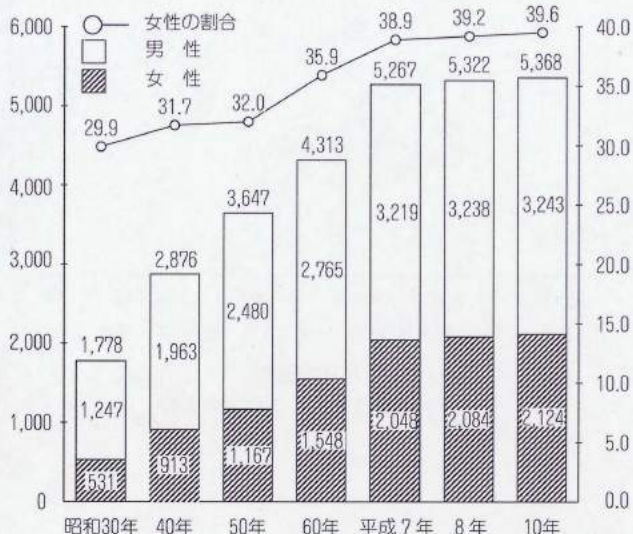
社会科学や理工系分野を専攻する女性の増加がみられます。



3. 働く女性の現状

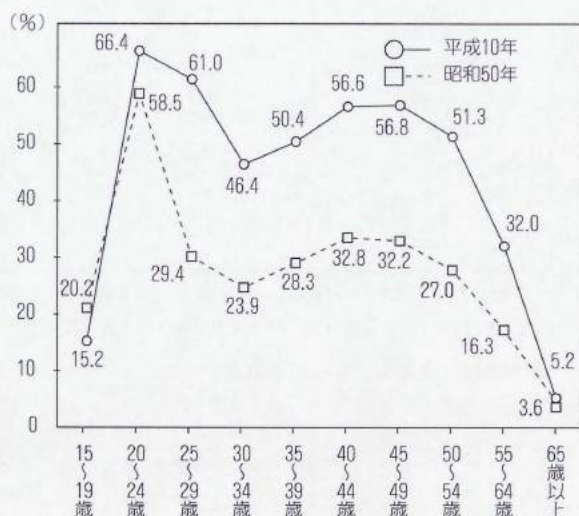
平成10年の女性雇用者数は2,124万人で、雇用者全体に占める女性の割合は39.6%となっています。また、近年、各年齢層において働く女性の割合が高まっていますが、特に、結婚、出産期といわれる20代半ばから30代半ばにおける上昇が目立ちます。また、専門的・技術的職業従事者など従来女性が少なかった職業に進む女性も着実に増えています。

雇用者数の推移（全産業）



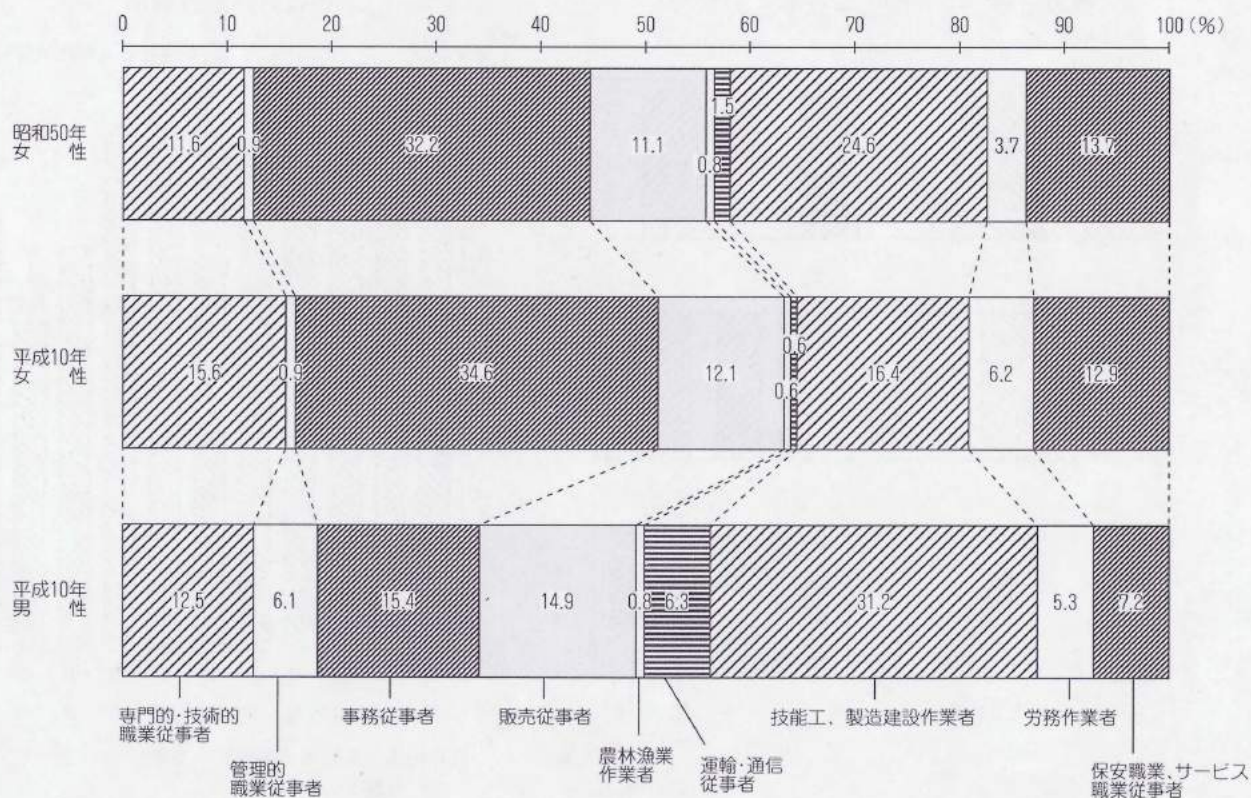
資料出所：総務庁「労働力調査」

女性の年齢別人口に占める雇用者の割合



資料出所：総務庁「労働力調査」

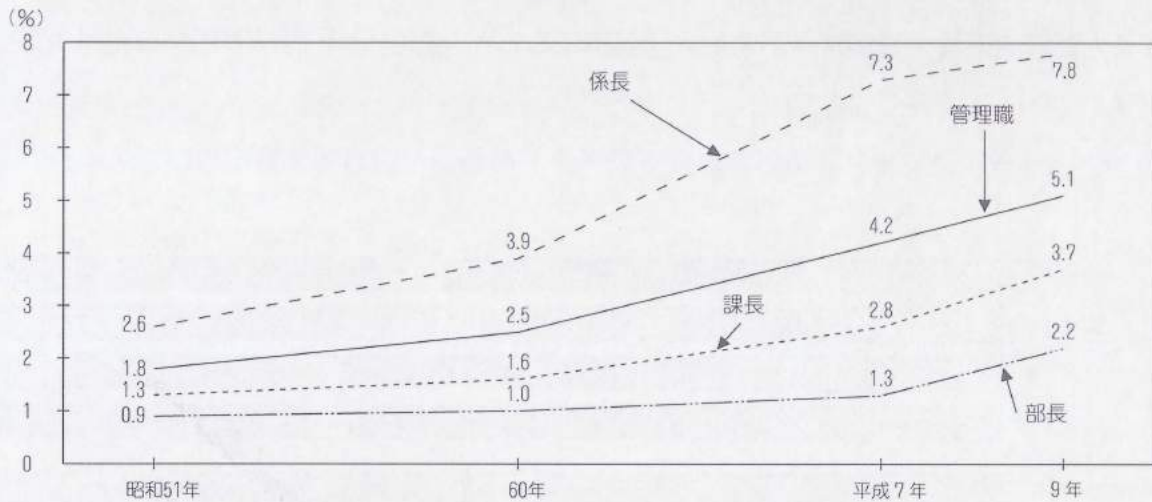
職業別女性雇用者の割合



資料出所：総務庁「労働力調査」

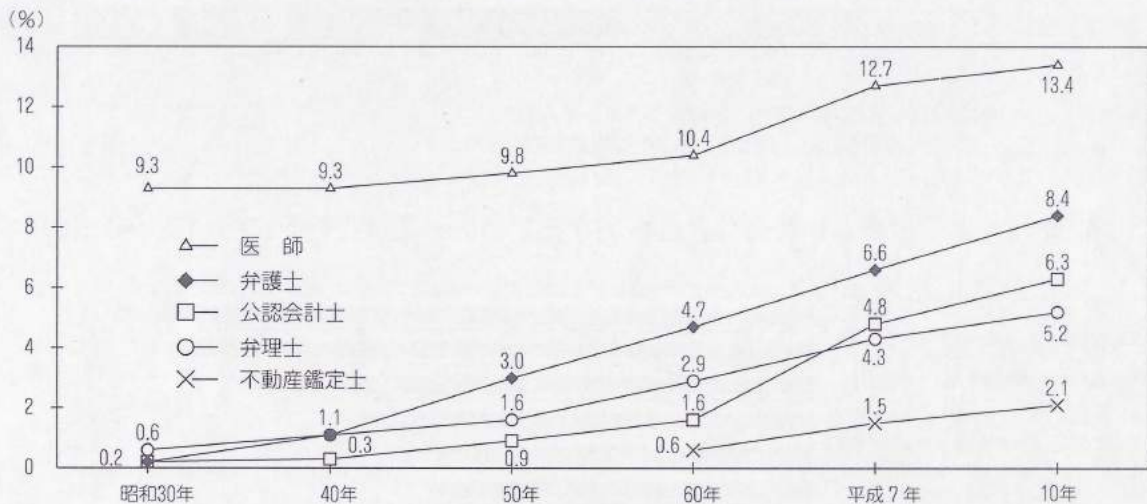
企業の役職者における女性の割合

(企業規模 100 人以上)



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

専門職・資格職に占める女性の割合



資料出所：厚生省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、国土庁土地局地価調査課資料、日本弁護士連合会資料、日本公認会計士協会資料、弁理士会資料

(備考) (1) 医師の昭和60年は昭和61年の数字。平成7年は平成6年の数字。平成10年は平成8年の数字。昭和54年より調査隔年。

(2) 不動産鑑定士の昭和60年は昭和61年の数字。昭和60年以前のデータ不明。

トピックス：女性週間の旗が宇宙へ

第40回婦人週間(昭和63年)ポスターにも登場していただいた我が国初の女性宇宙飛行士向井千秋さんが、平成10年10月、スペースシャトル・ディスカバリー号に搭乗して二度目の宇宙飛行をされました。

この時、女性の地位向上に関連するものを持っていきたいとの向井宇宙飛行士からの要望を受け、労働省では、女性週間シンボルマークをデザインした「女性週間」の旗を提供しました。

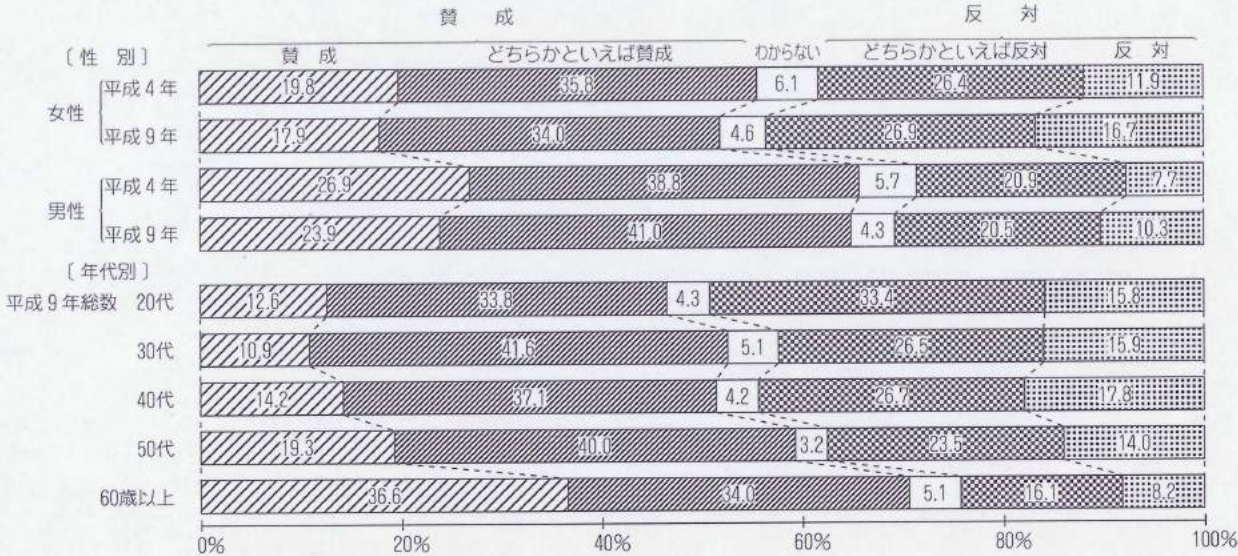
写真は、平成11年1月、無事帰国された向井さんが、旗を返却するために労働大臣を訪問された時のものです。



4. 性別役割分担に関する意識

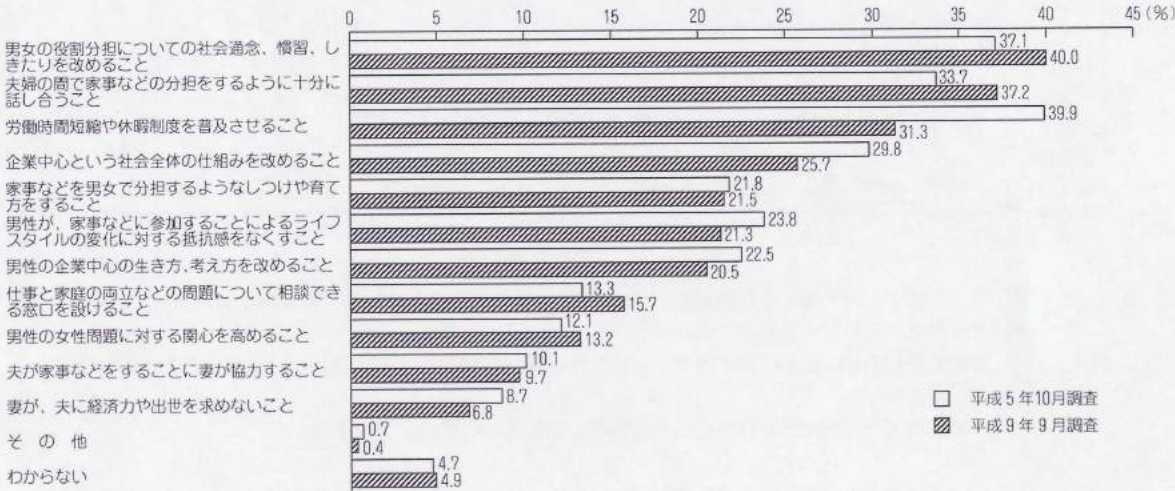
「男は仕事」、「女は家庭」と考える人がいまだ多いのが実情ですが、男女ともに、この考え方に反対する人が着実に増えています。また、年代別にみると、若い世代で反対する人が多いことがわかります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



資料出所：総理府「男女平等に関する世論調査」（平成4年）
総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成9年）

「男性が家事、子育てや教育などに参加するために必要なこと」について（複数回答）



資料出所：総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成9年）

ポスターの人：女性能楽師 山階敬子さん

平成11年の「女性週間」ポスターには観世流の女性能楽師 山階敬子さんに登場していただきました。

伝統的に男性によって伝承されてきた600年の歴史を持つ能楽の世界にあって、幼時から能一筋に励み、昭和23年に女性で初めて能楽師として認定されました。

現在も、能の会「くれなゐ会」を主宰するなど、一般の女性達に対する能の普及に尽くされるとともに、能楽の世界での女性の地位向上に大きな役割を果たしておられます。



5. 「婦人週間」(平成10年より「女性週間」) テーマの変遷と時代背景

回・年	目 標、 テ ー マ 等	ト ピ ッ ク ス
第 1 回 (昭和24年)	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	(昭和20)・婦人参政権実現 (21)・衆議院議員総選挙で初の婦人参政権行使、婦人議員39名当選 ・日本国憲法公布(22年施行)
第 2 回 (25年)	1. 家庭から職場から封建性をなくしましょう 2. 私たちの権利と義務を知りましょう	(22)・労働基準法公布・施行 ・労働省設置・婦人少年局発足
第 3 回 (26年)	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	(23)・都道府県に婦人少年局地方職員室発足
第 4 回 (27年)	婦人の地位の再認識とその向上	(27)・都道府県に婦人少年室設置(地方職員室の改組)
第 5 回 (28年)	婦人の自主性の確立	
第 6 回 (29年)	婦人の実力の涵養	
第 7 回 (30年)	社会人としての婦人の実力の涵養 —個人関係・地域社会・職場等において また世論形成者として—	(30)・国連婦人参政権条約を批准
第 8 回 (31年)	婦人の力を役立たせる —とくに明るい家庭の建設のために—	(31)・売春防止法公布(32年一部施行、33年全面施行)
第 9 回 (32年)	婦人の力を役立たせる —とくに近代的な人間関係の確立のために—	(32)・国連婦人の地位委員会に日本初当選(代表 谷野せつ婦人少年局長)
第 10 回 (33年)	婦人の力を役立たせる —正しい協同活動をととして—	
第 11 回 (34年)	婦人の自主性の確立 —とくに集団との関係において—	
第 12 回 (35年)	生活時間の自主的な設計	
第 13 回 (36年)	次の世代の成長に貢献する —とくに社会のよき一員としての人格形成に—	
第 14 回 (37年)	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し、 新しい秩序をそだてるために努力する	
第 15 回 (38年)	婦人が社会的良心を生かしそだてて明るい社会を 築くよう努力する	
第 16 回 (39年)	現代社会における家庭の役わり —産業化と家庭の問題—	
第 17 回 (40年)	わたくしたちの文化 —その現状とあすへの課題—	
第 18 回 (41年)	今日における婦人の役わり —進展する社会のなかで—	(41)・いわゆる結婚退職制にもとづく女子労働者の解雇、 無効判決(東京地裁)
第 19 回 (42年)	婦人の能力を生かす	(42)・ILO 100 号条約(同一価値労働、男女労働者同 一報酬)を批准 ・国連「女子差別撤廃宣言」採択
第 20 回 (43年)	婦人の能力を生かす —社会のよき一員として—	
第 21 回 (44年)	婦人の能力を生かす —自主的な生活設計をもって—	(44)・女子従業員の若年定年制に無効判決(東京地裁)
第 22 回 (45年)	婦人の能力を生かす —社会参加と家庭責任—	(47)・勤労婦人福祉法施行
第 23 回 (46年)	今日に生きる女性の権利と責任 —婦人参政25周年にあたって—	(49)・婦人の逸失利益に関する判決(最高裁)
第 24 回 (47年)	婦人の地位 —その現状と課題—	(50)・国際婦人年 ・第60回ILO総会、婦人労働者の機会及び待遇均 等を促進するためのILO行動計画採択 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコ)世界行動計 画採択 ・義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、 社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関す る法律公布(昭51年施行)
第 25 回 (48年)	日本を考える —これからの社会と女性の役わり—	
第 26 回 (49年)	日本を考える —これからの社会と女性の役わり—「物と心」	
第 27 回 (50年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	

回・年	目 標、 テ ー マ 等	ト ピ ッ ク ス
第 28 回 (昭和51年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる ―「婦人の十年」のはじめにあたって―	(昭和51)・国連婦人の十年 ・離婚後も婚姻中の姓を称し得る民法等の一部改正
第 29 回 (52年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(52)・国内行動計画策定 ・労働省 若年定年制、結婚退職制等改善年次計画を策定
第 30 回 (53年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(53)・労働基準法研究会 労働大臣に対し労働基準法の女子に関する規定の基本的問題について報告
第 31 回 (54年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(54)・国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択
第 32 回 (55年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる ―「婦人の十年」の中間年にあたって―	(55)・国連婦人の十年中間年世界会議開催「女子差別撤廃条約」署名式(デンマーク)
第 33 回 (56年)	あらゆる分野への男女の共同参加 ―家庭で 職場で 地域社会で―	(56)・民法及び家事審判法の一部を改正施行(配偶者の相続分引上げ等) ・男女別定年制に無効の判決(最高裁) ・ILO、男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約及び同勧告を採択
第 34 回 (57年)	あらゆる分野への男女の共同参加 ―明日を築く役割と責任―	
第 35 回 (58年)	あらゆる分野への男女の共同参加 ―婦人の十年の目標「平等・発展・平和」達成をめざして―	
第 36 回 (59年)	あらゆる分野への男女の共同参加 ―平等・発展・平和をめざす「国連婦人の十年」最終年に向けて―	
第 37 回 (60年)	あらゆる分野への男女の共同参加 ―「国連婦人の十年」最終年にあたって―	(60)・父系血統主義から父母両系血統主義へ 国籍法・戸籍法改正施行 ・男女雇用機会均等法成立、公布 ・国連婦人の十年世界会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
第 38 回 (61年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう ―男女雇用機会均等法の施行を契機に―	(61)・男女雇用機会均等法及び改正労働基準法施行 ・婦人少年室に機会均等調停委員会を設置
第 39 回 (62年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう	(62)・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定
第 40 回 (63年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「いま 個性が性を超える」	(63)・労働基準法の一部を改正する法律施行 (平成元)・男女雇用機会均等法施行規則等の改正
第 41 回 (平成元年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「女が変わる 男が変わる 社会が変わる」	(3)・育児休業法成立 ・防衛大学校生の女子の受験制限が解除され、国家公務員採用試験における女子の受験制限がなくなった。
第 42 回 (2年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「フレキシブルに 女と男の当然」	(4)・育児休業法施行
第 43 回 (3年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「しなやかに個性 のびやかに女と男」	(5)・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行
第 44 回 (4年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「女と男 個性で描く未来形」	(6)・男女雇用機会均等法に基づく指針及び女子労働基準規則改正
第 45 回 (5年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「生き方 フリースタイル 男も女も」	(7)・育児休業法の改正(介護休業制度の法制化) ・第4回世界女性会議開催(北京) 「行動綱領」採択及び「北京宣言」発表
第 46 回 (6年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「個性で奏でるメロディー 男女で創るハーモニー」	(8)・婦人参政権行使50周年 ・男女共同参画2000年プラン策定
第 47 回 (7年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「男女で創る新時代 可能性は無限大」	(9)・改正男女雇用機会均等法成立、公布 ・「婦人局」が「女性局」、「婦人少年室」が「女性少年室」に変わるなど組織名称の変更
第 48 回 (8年)	21世紀に向けて 自分らしい生き方ができる社会を創ろう 「はつらつ 生き方自由自在」	(10)・改正男女雇用機会均等法一部施行(母性健康管理関係)
第 49 回 (9年)	21世紀に向けて 自分らしい生き方ができる社会を創ろう 「未来へのアクセス パスワードは『個性』」	(11)・改正男女雇用機会均等法全面施行、改正労働基準法施行 ・育児・介護休業法全面施行
平成10年	21世紀に向けて 自分らしい生き方ができる社会を創ろう	
平成11年	21世紀に向けて 自分らしい生き方ができる社会を創ろう	

6. 女性少年室の所在地一覧

都 道 府 県 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
北 海 道	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2715
青 森	030-0801	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	0177-35-1033
岩 手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎	019-622-4645
宮 城	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8844
秋 田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-862-6684
山 形	990-0041	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎	023-624-8228
福 島	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎	024-536-4609
茨 城	310-0061	水戸市北見町1番11号	029-221-3915
栃 木	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795
群 馬	371-0026	前橋市大手町1丁目1番3号	027-231-5136
埼 玉	336-0012	浦和市岸町5丁目8番13号	048-822-4273
千 葉	260-0013	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307
東 京	112-0004	文京区後楽1丁目7番22号	03-3814-5372
神 奈 川	231-0003	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7380
新 潟	951-8133	新潟市川岸町1丁目56番地	025-266-0047
富 山	930-0856	富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎	0764-32-2740
石 川	920-0026	金沢市西念町103街区12番地 金沢駅西合同庁舎	0762-31-3086
福 井	910-0019	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-3947
山 梨	400-0007	甲府市美咲1丁目2番13号	0552-52-6779
長 野	380-0846	長野市旭町1108番地 長野第1合同庁舎	026-234-7817
岐 阜	500-8114	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-3046
静 岡	420-0853	静岡市追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-252-5310
愛 知	460-0001	名古屋市中区三ノ丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-951-4191
三 重	514-0002	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-228-2782
滋 賀	520-0057	大津市御幸町6番6号	077-523-1190
京 都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地	075-241-0504
大 阪	540-0008	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-6941-8940
兵 庫	650-0042	神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎	078-332-7045
奈 良	630-8113	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-36-1820
和 歌 山	640-8392	和歌山市中之島2249番地	0734-22-4743
鳥 取	680-0011	鳥取市東町2丁目302番地 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-3249
島 根	690-0001	松江市東朝日町76番地 労働総合庁舎	0852-31-1161
岡 山	700-0907	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-7639
広 島	730-0012	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-223-2878
山 口	753-8505	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	0839-22-8017
徳 島	770-0851	徳島市徳島町城の内6番6号 徳島地方合同庁舎	088-652-2718
香 川	760-0018	高松市天神前5番12号	087-831-3762
愛 媛	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5222
高 知	780-0074	高知市南金田48番2	0888-85-6041
福 岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-4894
佐 賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7150
長 崎	852-8106	長崎市岩川町16番16号 長崎合同庁舎	095-844-4384
熊 本	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096-352-3865
大 分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎	097-532-4025
宮 崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-25-5531
鹿 児 島	892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099-222-8446
沖 縄	900-0033	那覇市久米2丁目30番1号	098-868-4380



第12回「婦人週間」
(S35年)



第40回「婦人週間」
(S63年)

